

環境省が進めようとしている健康調査をただちに中止し、 地域住民の健康被害の実態を把握する調査の実施を求める声明

2025 年 10 月 24 日

日本環境会議（JEC）理事会

<連絡先>：JEC 事務局 (jec-s@einap.org) (受付はメールのみ)

2009 年「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」（以下、「特措法」と略称）によって、国が指定する地域や年代を超えて、山間部を含む不知火海沿岸住民 3 万人超が「水俣病被害者」として救済されました。しかし、さまざまな理由でこれに漏れた被害者も多く、いまだに裁判が続き、水俣病被害の全容は明らかになっていません。この原因は、環境省が水俣病に関する適切な疫学調査を実施してこなかったからです。そのため、水俣病の時間的・空間的広がりを含む被害の実態と全容が正しく把握されてきませんでした。が、「特措法」では、その前提のもとに、被害の全容を明らかにする調査を早急に行うことが規定されていました（37 条 1 項）。にもかかわらず、その施行後 16 年を経過した現在も、その調査がなされていません。いま求められている疫学調査は、①曝露を受けた不知火海一円の広範な人々をカバーし、②調査範囲をより広くし、若年の人々を含み、③想定される健康障害を幅広く把握し、④住民にも受け入れやすいもの、とすべきです。

去る 10 月 1 日、環境省は、この 10 月から、脳磁計と MRI 検査を前提とした「フィージビリティ（実現可能性）調査」を天草市と上天草市で実施すると発表しました。この調査は、天草と上天草の住民 40 名を無作為抽出し、天草から交通機関で熊本まで移動し、熊本大学で問診及び検診を行った後、水俣に移動し、脳磁計（MEG）と MRI による検診を実施するというもので、1 泊 2 日を要し、被験者にとっては大きな負担がかかります。しかも、この脳磁計と MRI による検診は、症状の重い認定患者ですら 2 割の症状が見落とされてしまうだけでなく、「特措法」被害者はそもそも対象から除外されています。このような検診は、「水俣病被害者の救済と水俣病問題の最終解決」にまったく寄与しないどころか、被害の切捨てや矮小化につながりかねないものというべきです。

いま、私たちが求めている健康調査は、これまで多くの被害者の存在を明らかにしてきた問診（聴取）と検診（医師による診察）の丁寧な実施です。このような本来の健康調査にもとづいてはじめて、曝露を受けた地域や年代等により症状の重いものから正常に近いものまでの連続的な健康影響についてのデータが蓄積され、現地での救済対策や公衆衛生対策、健康被害の再発や拡大の防止に役立てることが可能となります。

環境省は、被害の実態を見逃す恐れのある不適切な検診をただちに中止し、それに代えて、被害者の声に真摯に耳を傾け、不知火海沿岸と阿賀野川流域住民の健康被害の実態を明らかにする本来の調査を実施することを、ここに強く求めるものです。

以上